

令和8年3月16日

お客さま 各位

愛知信用金庫

「Bank Pay取引規定」一部改定のお知らせ

平素は愛知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は「Bank Pay取引規定」を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりBank Payをご利用のお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

令和8年4月1日（水）

2. 主な改定理由

- ・ことら送金サービスにおける「特定用途送金」取扱開始のため
- ・Bank Pay「収納委託方式」追加のため

3. 主な改定内容

詳細は次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

○本件に対するお問い合わせ

愛知信用金庫 業務統括部 TEL 052-446-5201

（受付時間 平日9：00～17：00）

以上

Bank Pay 取引規定新旧対照表

旧(～令和 8 年 3 月 31 日)	新(令和 8 年 4 月 1 日～)
Bank Pay 取引規定	Bank Pay 取引規定
第 1 章 Bank Pay 取引	第 1 章 Bank Pay 取引
1. (適用範囲)	1. (適用範囲)
(中略)	(中略)
2. (利用登録の方法等)	2. (利用登録の方法等)
(中略)	(中略)
3.(Bank Pay 取引の方法等)	3.(Bank Pay 取引の方法等)
(中略)	(中略)
4.(Bank Pay 取引契約等)	4.(Bank Pay 取引契約等)
(中略)	(中略)
(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。	(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第 1 号の行為のみがあったものとみなします。
(中略)	(中略)
(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。	(4) 前項 第 2 号 の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。
(中略)	(中略)

旧(～令和8年3月31日)	新(令和8年4月1日～)
<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13.(適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当金庫が提供する<u>個人間の</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13.(適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>26.(特定用途送金に関する留意事項)</p> <p>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引(以下「対象取引」といいます。)に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)と登録預金口座との間で行う送金サービス(対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします)を指します。</p> <p>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ(「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金)を確認してください。</p>

旧(～令和8年3月31日)	新(令和8年4月1日～)
<p>第3章 その他</p> <p>26.(譲渡・質入れの禁止) この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>27.(規定の変更) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2023年9月1日現在)</p>	<p>第3章 その他</p> <p>27.(譲渡・質入れの禁止) この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>28.(規定の変更) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月1日現在)</p>